

台風被害と損害賠償 司法書士 井上史人

平成23年9月に上陸した台風15号は、すさまじい勢力でした。「司法書士総合相談センターしずおか」にも、台風の被害により、「隣家のガラスが割れて車が傷つけられた」あるいは「屋根の一部が飛ばされて隣家の車を傷つけてしまい、損害賠償を請求されている」というような相談が多数ありました。

ところで、台風によって、隣家の瓦等が飛んできて、自宅家屋が損壊したり、自家用車に傷が付いた場合、当然に損害賠償を請求することができるのでしょうか？

一般に民法では、過失責任主義が採用されており、他人の行為等により損害が発生した場合でも、原則として故意・過失がない限り、当然に損害賠償請求権が発生するとは考えられてはいません。

そうすると、台風による被害は、不可抗力とも考えられるため、隣家の瓦が台風により飛ばされて、自宅家屋に損害を被ったとしても、瓦の所有者に損害賠償請求はできないということになりそうですね。

しかし、民法717条1項では、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」と規定されています。

「瑕疵」とは、簡単に言うと、欠陥という意味であり、「工作物の設置又は保存の瑕疵」とは、工作物が通常備えているべき安全性を欠いている状態のことを言います。また、「工作物」とは、家屋等を指しますが、それに付着する瓦なども含まれます。

民法717条1項は、土地の工作物が通常備えているべき安全性を欠いている状態にあった場合に、第1次的には占有者(ここでは、賃借人等を想定してください)に損害賠償義務を課し、占有者が損害発生防止に必要な注意を払っていたにもかかわらず、損害が発生したときは、所有者に損害賠償義務を課しているのです。

したがって、台風による被害で、隣家の瓦が飛んできて、自宅家屋や車に損害が発生した場合、損害を被った家屋や車の所有者は、瓦が飛んだ家屋が通常備えているべき安全性を欠いていた場合に、損害賠償を請求できることとなります。そして、裁判になった場合において、土地の工作物が通常備えているべき安全性を欠いていたことの証明は、損害賠償を請求する者が行わなければなりません。

これは結構大変です。被害金額にもよりますが、専門家に交渉や裁判を依頼する費用や隣家との今後のお付き合いを考えると、話し合いにより、双方折半で損害を負担する等の合意により解決することが望ましい場合もあるでしょう。

静岡県司法書士会では、“ふらっと”という双方が話し合いで紛争解決をすることのお手伝いをする調停センターを設立しています。ご関心のある方は、県司法書士会までお問い合わせください。

司法書士 井上史人事務所

〒437-0041
袋井市睦町2-8
Re-poseFUKUROI 1階
TEL.0538-45-2720
FAX.0538-45-2750



執筆いただいた井上史人さん▶